

D P C 対象病院の退出に係る報告について

1. 入院基本料に係る施設基準の変更に伴う退出

- D P C 制度においては、診療報酬改定以外の時期であっても、入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる場合については、D P C 制度からの退出を認めることとしている。
- 今般、以下の4病院から、入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる旨の届出書が提出されたため、令和7年4月1日付でD P C 制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
国家公務員共済組合連合会 北陸病院 (石川県)	今後D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の実情に合った医療を提供するため、地域包括医療病棟へ病棟再編を行い、対象病床数が0となった。
医療法人社団伊豆七海会 熱海所記念病院 (静岡県)	今後D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の実情に合った医療を提供するため、地域包括医療病棟へ病棟再編を行い、対象病床数が0となった。
医療法人厚生会 小原病院 (鹿児島県)	今後D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の実情に合った医療を提供するため、地域包括医療病棟へ病棟再編を行い、対象病床数が0となった。
医療法人禄寿会 小禄病院 (沖縄県)	今後D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の実情に合った医療を提供するため、地域包括ケア病棟へ病棟再編を行い、対象病床数が0となった。

2. D P C 対象病院の基準未達による退出

(1) 入院基本料に係る基準について

- D P C 制度においては、以下の入院基本料の届け出を行っていることを参加基準の1つとしている。
 - A100 一般病棟入院基本料の急性期一般入院基本料
 - A104 特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。)
 - A105 専門病院入院基本料の7対1入院基本料又は10対1入院基本料

- 同基準を満たしていない病院は、基準を満たさなくなった日から起算して3か月を経過した日を期限として猶予期間を設け、当該期限までに基準を満たせなかった場合は、期限が到来した日から3か月を経過した日の属する月の翌月の初日に、D P C制度から退出することとされている。
- 今般、医療法人啓仁会吉祥寺南病院においては、令和6年10月1日にD P C制度参加通知に規定する入院基本料の基準を満たさなくなり、猶予期間内に基準を満たせなかったため、令和7年5月1日付でD P C制度から退出することとなった。

医療機関名	基準を満たさなくなった日	D P C制度からの退出日
医療法人啓仁会 吉祥寺南病院 (東京都)	令和6年10月1日	令和7年5月1日

(2) (データ/病床) 比に係る基準について

- D P C制度においては、1月当たりの(データ/病床)比が0.875以上であることを参加基準の1つとしている。
- 同基準については、厚生労働省保険局医療課において、各年10月から翌年9月までのデータにより判定を行い、基準を満たしていない病院(特定機能病院を除く。)は、判定後の直近の6月1日にD P C制度から退出することとされている。
- 今般、医療法人敬愛会大塚病院及び福田病院の2病院においては、厚生労働省保険局医療課において、令和5年10月から令和6年9月までのデータにより判定を行った結果、同基準を満たしていないと判定されたため、令和7年6月1日付でD P C制度から退出することとなった。

医療機関名	(データ/病床)比基準	(データ/病床)比実績
医療法人敬愛会大塚病院 (兵庫県)	0.875以上	0.735
福田病院 (福岡県)	0.875以上	0.728